

NPO 法人こどもとむしの会旅費交通費規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人こどもとむしの会（以下、会といいます）の会員が、会が行う活動の企画運営のために必要な旅行を行う場合の、旅費交通費の内容と手続きについて定めることを目的とします。

(対象者)

第2条 この規程は、会の正会員について、適用します。ただし、正会員以外の者であっても、役員または当該活動の責任者である正会員から承認を得ている場合は、適用することができます。

(旅行の定義)

第3条 この規程による旅行とは、対象者の自宅または勤務地を起点とし、当該活動が行われる場所へ、片道5km以上の移動を伴うものをいいます。

(旅費交通費の内容)

第4条 旅費交通費の種類は、交通費、宿泊費及び旅行諸費とします。

(旅費交通費の計算)

第5条 旅費交通費は、経済的、時間的に、合理的な手段と経路によって行うものとし、下表の金額を基準として算出します。

種類	交通手段等	金額及び支給要件
交通費	自家用車	走行距離 (km) に 15 円を乗じた額
	有料道路料金等	有料道路料金、駐車料金の実費
	公共交通機関	鉄道、バス、船舶、航空運賃等の実費
宿泊費	宿泊室料または簡素な食費を含む宿泊料	日々旅行した場合の交通費よりも低額となる場合、実費を支給します。ただし、1泊 10,000 円を上限とします。
旅行諸費	旅行によって発生する費用の弁償	宿泊の有無及び役職に関わらず、1日 1,500 円とします。ただし、起点への帰着が4時間以内の旅行については、支給しません。

(旅行の承認)

第6条 対象者は、旅行にあたっては、事前に、役員または当該活動の責任者から承認を得るものとします。

(旅費交通費の精算)

第7条 対象者は、活動終了後、すみやかに所定の精算書によって旅費交通費の精算を行うものとします。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会において行います。

附則

(施行期日)

この規程は、平成21年(2009年)3月14日から施行します。

附則

(施行期日)

この規程は、平成25年(2013年)7月1日から施行します。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年(2021年)5月1日から施行します。